

EPOにおける優先権の消尽に関する審決の揺らぎ

2012年10月31日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2003年09月15日の審決(T998/99)において、EPO 審判部は、Article 87(1) EPC が複数の EP 特許出願に対して同一の優先権を主張することを容認していない旨の判断を示しました。優先権主張の真の目的は複数の優先権主張出願を許容することにあるのではないと共に、特定の発明の主題および特定の国／地域に対して、二度優先権を主張すると当該優先権は消尽したと解すべき旨の判断が EPO 審判部によって示されました。

具体的には、審決 T0998/99 において問題となった EP 特許出願の出願人は、連続する2日間に2件の EP 出願をファイルし、この際、両 EP 特許出願は、共に、同一のフランス特許出願を優先権の主張の基礎としたものでした。EPO 審判部は、Article 87(1) EPC に基づき、同一の発明について、同一国において同一出願を優先権主張の基礎とした複数の EP 特許出願をファイルすることはできない旨の判断を示しました。その結果、後にファイルされた EP 特許出願は、基礎出願（フランス特許出願）の優先権の利益を享受することはできなくなりました。

その後、優先権の消尽に関し、2004年6月17日に1件目の審決(T15/1)が下され、2005年11月9日に2件目の審決(T5/05)が下されました。これら2件の審決は、先の審決(T998/99)とは反対の立場を取るものでした。上記2件目の審決(T5/05)において、先の審決(T998/99)における Article 87(1) EPC の解釈は EPC 及びパリ条約の双方に準拠するものではないと共に、複数の EP 特許出願において同一特許出願を優先権主張の基礎とすることが可能である旨、EPO 審判部によって示されました。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.